

令和4年5月吉日

磯子タウンマネジメント倶楽部管理施設の
ご利用者様各位

磯子タウンマネジメント倶楽部

近隣会員に関するお知らせ

日頃は、磯子タウンマネジメント倶楽部（以下「本倶楽部」という）の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

本倶楽部では、公平性の観点から、近隣会員の定義を見直しすることとし、本倶楽部が管理運営する管理施設等（以下「管理施設等」という）を継続的に利用するすべての方から、会費を頂戴することといたしました。

〔会員区分毎の現状と本件後比較（抜粋）〕

会員区分	現状	本件後
正会員A（区分所有者）	1,000円/月	600円/月
正会員B（店舗所有者）	40,000円/月	24,000円/月
近隣会員	（※）1,000円/利用月のみ	（※）1,200円/年額

※現状：利用申込者のみが利用月の会費を支払う

※本件後：継続的に利用するすべての方が年会費を支払う

つきましては、本年7月1日(金)から、下記のとおりとさせていただきますので、
よろしくお願い申し上げます。

記

1. 年度対象期間

- ・初年度：令和4年7月1日～令和5年1月31日
- ・次年度：令和5年2月1日～令和6年1月31日

※令和4年2月1日以降、1度でも近隣会員の会費をお支払いいただいた方については、初年度の年会費は不要でございます。

※年度途中の入会も年会費全額をお支払いいただきます。

2. 公平性の指摘について

管理施設のうち、多目的スペースの利用細則（管理組合制定）では、本倶楽部の会員の利用料は1時間当たり1,000円、その他の利用者は1時間当たり3,000円と定められていますが、現在の運用状況は、以下の例のとおり不公平という指摘を頂戴しております。

裏面に続く

- ◆正会員が予約すれば、何人外部の方がいても会員価格で利用可能
- ◆申込者が利用月のみ近隣会員になれば、全員が外部の方でも会員価格で利用可能

倶楽部といたしましては、不公平との指摘を解消すべく、近隣の皆さまにも、相応の会費をお支払いいただくことによって近隣会員となつていただくことにより、多目的スペースの利用細則に沿つた、公平で安価な利用料の運用と致したく、今般の変更となつた次第です。

3. 近隣会員の定義と具体的な目安

本倶楽部の会則による近隣会員の定義は、今般の総会により、「本団地の周辺地域に居住する近隣住民等で本倶楽部の趣旨に賛同し、本倶楽部が管理運営する管理施設等を利用するもの。」としております。

具体的に、今般近隣会員として会費をお支払いいただく方の目安としましては、「**継続的に利用している団体に所属されている方**」と考えております。

「継続的」の考え方については、概ね年間2回以上、ただし年1回であっても定例的に利用している団体と考えております。

4. 会費のお支払い時期、方法等

- ① 大変恐縮ですが、年度変更時に、最初に管理施設等を利用する際に、団体の代表者の方が近隣会員様全員分をまとめてお支払いいただきたくお願いいたします。

※本年2月～6月までに近隣会員会費を1度でもお支払いいただいた方は、初年度の年会費は不要です。

※年会費の為、年度内の利用回数に制限はありません。

※所属団体以外の個人利用も会員価格が適用されます。

- ② 管理施設等を利用される**近隣会員様全員には、近隣会員証を発行いたします**ので、代表の方には、近隣会員名簿（お名前、電話番号）の作成にご協力をお願いいたします。

※同居する世帯単位で申請をお願い致します。

※名簿の個人情報、会員と事務局との連絡手段としてお預かりし、一時的に保持しますが、保存することはありません。更新時確認し、退会後は、速やかに破棄されます。

- ③ 本倶楽部は、管理施設を利用される団体内の個人の利用頻度や目的（参加、練習、レッスン、見学、年次イベント参加、パーティ等）等については把握しておらず、今後も把握する予定はございません。

よって、会員証を発行する必要がある近隣会員様につきましては、上記3.の「近隣会員の定義と具体的な目安」をご参照いただき、「代表者様の申告制」とさせていただきますので、他の利用者様から不公平の指摘とならぬようご配慮をお願いいたします。

以 上